

令和5年度第3四半期 苦情審査事案の概要

令和5年10月1日～12月31日

◆苦情申立ての弁明に係る事実相違について〈総務部〉

【申立事項】

令和4年度に申立人が提出した苦情申立てに対し、総務部教育・法人局学事課(以下、「学事課」という。)及び総務部総務課(以下、「総務課」という。)が回答した内容は、事実と相違している部分が多数存在し、申立人の適法且つ社会的、一般常識的においても正当である行為を恰も不当等の行為があったとの主張を繰り返している。

学事課の弁明内容には、「申立人は担当職員との面談を希望し執拗に質問を繰り返す」「一個人の執拗な面談希望や質問などへの対応は極めて大きな負担」「組織として申立人からの質問には文書での回答を基本としている」「申立人は希望している面談が行われないことを理由に大声で叱責する」「申立人への対応には多くの時間を費やし、質問や苦情は担当職員が変わるごとに繰り返され、回答してもまた次の質問が繰り返されるほか、意にそぐわない回答には威圧的な態度をしばしばとる」などとあり、また、総務課の弁明内容には、「当該事案の対応について、総務課としての考え方を伝えることも行っている」「申立人から連絡等があった場合は適切に対応し、事案の解決に向けた協議を行っていくなど、窓口としての役割を果たしていく」などと記載されている。

これらの弁明は、申立人の人格及び人間性をも貶める意図を持った印象操作であり、決して看過できるものではなく、その部分の訂正又は撤回そして申立人に対する陳謝を求める。

【審査の結果等】—申立ての趣旨に沿ったもの—

本件の審査にあたっては、令和4年度の苦情申立てで審査した事項や苦情審査委員の行為に関するものは対象とせず、学事課と申立人との接点の経緯に関する弁明書の記述が事実と相違するものであったかを調査した。

申立人と学事課の過去の面談は、開示請求時や審査請求の口頭弁論時以外にも、未回答質問への回答を行うために設定されているが、それは申立人が一方的に執拗な面談を求めたというよりは、今までの経緯の中で、双方が未回答質問の回答は面談で行うことを前提とし、その日程を調整するという体制ができあがっていたと思われ、「一個人の執拗な面談希望」等の表現は、事実と即したものと認められない、若しくは事実の記述としては不適切であった。

また、面談における質問内容等は、開示文書を基に、学校法人の運営に問題がないか、道として法令に基づいてどのような指導ができるのか等を理解し、意見を述べたいということであり、申立人から多くの質問が出され、時には以前と同じ質問があったのは事実だが、公文書開示請求によって保証されるべき目的から逸脱した内容ではなく、「執拗に質問を繰り返す」「回答してもまた次の質問が繰り返される」という記述が適正であったかは疑問を感じる。

さらに学事課は、再度の面談を行うことを前提として面談を終了しながら、今後は文書で回答という方針に変更し、そのことについて学事課から申立人に連絡を取って、丁寧に説明し理解を求めた形跡は認められず、また、課内においてもこの方針の共有が十分ではなく、課としての対応にも混乱があったにもかかわらず、一方的に申立人の行為を断罪するような記述をしたことについては適正ではなかった。

公文書で個人に関して「威圧的な態度」「しばしば」と強い言葉を使うにはそれ相応の状況とそれを示す確たる資料が必要であると思われるが、それにふさわしい状況は確認できず、事実に基づかない記述といえる。

苦情審査委員制度は、道民の権利利益の保護を図り、最終的に道民の道政に対する信頼の確保に資することを目的としている。この制度にのっとり公文書である弁明書を作成するにあたり、客観的な事実に基づいて経緯や当該トラブルを分析し、自らに問題のあった部分を十分反省したうえで、あらためて申立人に担当課の立場を理解してもらう姿勢を示すべきものであると考える。

◆緊急人材確保奨励金及び支援金の支給について〈経済部〉

【申立事項】

「今こそスノチャレ北海道」緊急人材確保奨励金及び支援金(以下、「奨励金等」という。)の支給の申請について、申立人は支給要件と申請期間を満たし、予備審査結果も「支給資格あり」とのメールを受信したが、不支給の連絡を受けた。不支給の理由は、申請が予算の範囲を超えたので、採用日順で支給したとのことであった。

経済部労働政策局産業人材課(以下、「産業人材課」という。)に、この決定は違反ではないかと苦情を申し立てたが、「人手不足が深刻な事業者、在住者に予算内で支給した。多くの申請があったので採用し働き始めた該当者を優先し支給した。御社には支給できなくて申し訳ない。」とのことであった。

安易に「早いもの勝ち」としているが、公式サイトの応募要項には「早いもの勝ち」とはどこにも明記されていない。もしそのような応募要項が明記されていれば、すぐに採用していた。大事な税金を使った支援金の支給方法について、役所の密室で数人のみで決めたのは違反と思われ、行政の責任者の説明を求める。

【審査の結果等】－申立ての趣旨に一部沿ったもの－

予算の範囲を超える申請があった場合、支給、不支給を決定する基準が必要となるが、基準選択にあたっては、当該事業の趣旨目的に沿うよう配慮すべきである。

この点、本件事業は、奨励金等を支給し、人材確保を支援することによって道内事業所の深刻な人手不足の解消を目的とすることからすれば、採用日を基準として支給することは、不合理あるいは不相当等とは言えない。

また、採用の基準を事前に定め、明示していなかったとしても、担当部局の裁量の範囲を逸脱するものではない以上、何らかの法律あるいは規則に反するものでもない。

もっとも、支給の基準を予め明示し、できるだけ予測可能性を確保しておくことが望ましく、本件事業において採用基準が予め明示されていなかったために、不支給となった申請者が不公平あるいは恣意的だと不満に感じることも無理のないことである。

この点、産業人材課では、申請者からの意見等を踏まえ、同様の事業を行う際には、予算の範囲を超える場合の採用基準を明示するなどの改善を行っているが、道政に対する信頼を確保するためにも、今後同様の事業を実施する際には、申請者に対し十分な情報提供を行うよう留意されたい。

◆農業振興地域整備計画変更協議に係る同意について〈農政部〉

【申立事項】

〇〇町は、農業振興地域の整備に関する法律(以下、「農振法」という。)に基づき、土地の農業振興地域整備計画変更に係る農地転用計画について道に協議を行い、道は令和3年に同意した。当該土地では太陽光発電事業が行われているが、道が同意した農地転用計画は、以下の理由で虚偽申請ではないかと考える。

- ① 太陽光発電装置設置場所に入るには、隣接する申立人所有地取付け口からしか入れないにも関わらず、当該所有地は農振法に基づく転用手続きはしていない。
- ② 太陽光発電事業地等に接する土地は保安林であるが、現在、木は一本も無いにも関わらず、太陽光発電設置業者(以下、「事業者」という。)は、農業振興地域整備計画の変更に係る転用計画の申請時には山林としていた。

このような事業者に対する農地転用計画の協議に道が同意したことについて、苦情を申立てる。

〈補足〉

本件苦情は令和4年度に申し立てられた苦情内容の一部であり、当該審査においては、北海道苦情審査委員に関する条例第12条第1項第9号(苦情の申立に係る事実のあった日の翌日から起算して1年を経過しているとき)により、審査の対象にはならないと判断し通知した。しかし、申立人から苦情申立て期間を徒過したことについての事情の申告を受け、正当な理由があったと判断し、改めて審査することとしたものである。

【審査の結果等】一道の機関の行為に不備がないもの一

申立人は、道が〇〇町の整備計画変更及び当該土地の農用地からの除外に同意したことについて、除外予定地で事業者が太陽光発電を行うとした申請に虚偽があること、事業者が隣地申立人土地に無断で工事を行い、被害をもたらしたうえ、誠実に対応しないことを理由として苦情を申し立てているが、市町村の整備計画変更についての道との協議は、農用地面積の目標の確保を前提としたものであり、除外予定地における事業者の開発行為の適否や、それに基づく個々の土地の農用地計画からの除外については、道が協議に合意するか否かの判断を行うための要素ではない。

したがって、道の行為に不適正な点はなかったと考える。

なお、道が合意の判断をするにあたって適否の確認をすべき事項については、適正に行われていた。

◆災害復旧工事に起因する洪水被害の原因説明について〈建設部〉

【申立事項】

令和4年に発生した〇〇総合振興局管内の洪水被害に関し、道議会建設委員会の議事録によると、建設部土木局河川砂防課(以下、「河川砂防課」という。)は、「地域の方々に対しましては、説明会を開催することとしており、現在、災害対策連絡協議会との調整を行っている。」と説明している。しかし、実際には〇〇総合振興局から地域住民に対する被害発生原因の説明は行われていない。説明があったのは工事内容等のみであり、洪水被害の説明を求めても「個人に係る内容なのでお答え出来ません。」とのことであった。

地域住民としては、洪水被害の原因は何だったのか不安の解消を望んでおり、議会では地域住民に説明を行うと明言しているにも関わらず、〇〇総合振興局が実際に行ったのは河川砂防課がいう「住民説明会」にはほど遠い内容で、アリバイ作りに終始したものであり、組織のガバナンス上問題があると考えます。

また、申立人が令和4年〇月の住民説明会で、洪水被害についての説明を行ったかどうかを〇〇総合振興局に対し文書で確認したところ、「〇月の説明会において、住民の皆様方に説明しましたが、その一環で『本件浸水被害については、想定外の降雨量と当該工事を実施していたことが原因である。』旨、住民の皆様方に説明したところです。」との回答があった。

しかし実際は、住民説明会ではその様な説明はなく、〇〇総合振興局からの文書は虚偽の回答である。

以上により、洪水被害の原因説明に関して事実関係を確認するとともに、地域住民に被害発生原因の説明を行うことを求める。

【審査の結果等】一道の機関の行為に不備がないもの一

道が令和4年〇月の住民説明会において、浸水被害が道の工事に原因があったことを説明していたことは、当時作成された議事録から確認できた。

また、浸水被害の原因説明について議事次第に載っていなかったことについては、事前に地元の地域代表、関係農業団体、関係市町、〇〇総合振興局の構成員からなる〇〇川災害連絡対策協議会との協議を行ったうえで、地元住民の懸念・関心に基づく要望を重視した内容の説明会とする意図であったことは理解できる。

今回の苦情申立ての理由にもある、議会での答弁内容を踏まえると、浸水発生後初めて地元で開かれる説明会においては、議事次第の「説明内容」に入る前等に浸水被害と道の工事の関係について触れるなど、質疑応答の場面ではなく別な形で説明が行われると、申立人を含めた参加住民の記憶に残るという意味でも、より望ましかったかもしれないが、議事次第になかったとしても、実際に住民説明会の中で被害発生原因の説明は行われており、道の行為に問題があったとまでは言えない。

また、〇〇総合振興局から文書で回答した内容は、議事録の記述と合致しており、虚偽であったとは認められず、道の行為には問題はなかったと考える。

◆ダム再生事業に関する通知について〈建設部〉

【申立事項】

「〇〇ダム再生事業における用地買収」の手紙が〇〇総合振興局より届いた。そこには「事業内容等につい

て説明をさせて頂きたい」と書かれているが、全く連絡が無い。測量、工事などを勝手に始められてしまわないか不安である。

また、手紙には「同封した封筒に連絡先(電話番号)を封入の上返送」という依頼があり、申立人が連絡先を記載して返送した手紙が〇〇総合振興局に届いたと思われる日に「〇〇市の測量会社」を名乗る者から連絡があった。内容は「土地の書類を送るので署名・押印して送り返して欲しい。」とのことだった。

〇〇総合振興局から個人情報が出たのだと思うが、申立人は〇〇総合振興局と個人情報の取り扱いについて話をしていないし、第三者に提供することを承認もしていない。

また、測量会社は、書類の内容の説明も無いまま、押印を依頼してきた。詐欺かもしれないし、その確認も出来ないのでは対応はしていない。

行政からの説明が全く無く、また、個人情報の保護が守られないまま事業が進行して行くのではないかと不安がある。

【審査の結果等】—申立ての趣旨に一部沿ったもの—

申立人は、〇〇総合振興局が用地測量に関する事は後日連絡すると伝えていたことからすれば、さらなる説明があると期待するのが当然であり、説明がなされないまま受託業者を名乗る者から連絡を受け、不安を抱き、不審に思ったことも無理はない。そして、〇〇総合振興局の担当者間の情報共有、連携の引き継ぎが不十分であったために、後日の連絡が行われなかったことからすれば、道に非があることも明らかである。今後は、弁明にあるとおり、あらためて申立人に事業内容等を説明し、理解を得た上で事業を進めていただきたい。

次に、〇〇総合振興局は申立人より直接書面に記録された個人情報を取得しているが、取得時に利用目的を明示しないことが法あるいは道の個人情報の保護に関する法律施行条例に抵触しないためには、予め申立人に送付した資料「〇〇ダム再生事業における用地買収について」の記載から個人情報の利用目的が明らかと言えることが必要である。そして、その資料には、本事業がダムのかさ上げを目的とし、そのために用地取得を行うこと、用地の調査あるいは買収の対象には申立人所有地が含まれることが記載されており、本事業の実施に必要な範囲で連絡等を行うことが、客観的に明らかであり、申立人もこれを容易に知りうると思われることが可能である。したがって、申立人から個人情報を取得するに際して、資料に利用目的が明示されていなかったとしても、法令等に違反するものではない。

もっとも、利用目的は可能な限り明示することが望ましく、本件でも、資料の記載内容を見直し、利用目的を明示することは可能であり、さほど困難とも思えない。実際、個人情報の取り扱いを巡り、苦情申立てに至っていることも考慮し、見直しを検討いただきたい。

また、利用目的の範囲内であれば、委託先に本人の同意なく個人情報を提供することは法令上許容されており、調査業務を進めるため、測量会社に申立人の個人情報を提供したことも利用目的の範囲内と認められることから問題はない。

もっとも、事前の説明もなく、見ず知らずの受託業者から連絡を受ければ、不安、不審に思うことも不思議ではない。本来予定されていた用地測量に関する説明がなされていれば疑念は解消されたとも思われるが、個人情報取得時の資料に説明等を加えるなどの対応も考えられるところであり、合わせて検討していただきたい。

◆土砂災害警戒区域に指定された民地について〈建設部〉

【申立事項】

申立人所有地の土地境界から造成されている道路ののり面が、法の規定に該当する急傾斜地と判定され、傾斜地の上端に接する民地(申立人所有地)の一部が、警戒区域に指定された。

道路のり面として造成された急傾斜地が、現在の安全基準からは危険と認定されたのであるから、少なくともその道義的責任は設置者にある。日常の保守や安全対策の実施、特に災害発生時の対応等を想定すると、のり面上部の民地に立ち入る必要が生ずる可能性は高いと考えられ、実際にこの5年で少なくとも3回、立ち入り要請をうけて協力した。

境界に沿って民地側に転落防止用のフェンスがあり、フェンス外の危険な部分の除草、雑木の撤去、高木剪定などを行ってきたが、高齢になり後継者も近くにいない。保守作業を行う者が不在になると、土砂災害の危険が高まる恐れがあり、土砂発生時に本件民地の所有者が所在不明という事態も想定され、緊急対応の妨げに

なることも考えられる。

道が警戒区域指定部分を取得すれば、その後、平時は園地等への活用も可能で、のり面に自生した高木の伐採等、道路保守にも活用できる上に将来の危険除去工事などの障害排除にもなり、メリットは大きいと考える。

そこで、申立人所有の警戒区域指定部分を買取ることを検討してほしい。それが困難であれば寄付を可能にしてほしい。少なくとも関係部署間を横断的に調整して、公共団体を代表する統合された交渉窓口を指定し、交渉が開始できるようにしてほしい。

【審査の結果等】—道の機関の行為に不備がないもの—

土地の取得(買い取り、寄付の受け入れ)について、申立人が述べるとおり自治体が取得することにより、道路敷地に含まれるのり面の維持管理に資する面はあると思われる。

もっとも、行政が土地を取得するには法令等何らかの根拠が必要であり、申立人の所有地を土砂災害警戒区域に指定する根拠となった土砂災害防止法には、自治体の土地取得権限を規定しておらず、他に根拠となるものはない。したがって、有償か無償かを問わず、道が土地の取得に応じないとしても不当、不適切とは言えない。

また、本件では土砂災害警戒区域の指定、道路敷地の維持管理といった申立人の所有地及び隣接する土地に関連する業務が複数の行政機関にまたがっており、申立人の立場からすれば、関係部署を統合した交渉窓口をもうけ、一元的に協議を行いたいという要望は理解できるところであるが、各業務は法令等により所管する行政が定められており、関係部署がそれぞれ権限を有する所管業務について対応するのが原則である。したがって、現在統合した窓口が指定されていないこと、あるいは指定の要望に応じないとしても不当、不適切とまでは言えない。

◆公文書開示請求に係る審査請求における事務処理の遅滞について〈教育委員会〉

【申立事項】

北海道教育委員会(以下、「道教委」という。)に対し、令和4年〇月に公文書開示請求を行ない、同月、この請求に対し、道教委は公文書非開示決定を行った。

その後、申立人はこの非開示決定に対し審査請求を行った。道教委は4か月以上も経過した後、弁明書及び反論書の提出要求並びに口頭意見陳述希望の有無についての通知書を送付した。この通知に対し、申立人は口頭意見陳述申立書を提出した。

口頭意見陳述は令和5年〇月に行われたが、この意見陳述において、処分庁が申立人の質問に対し即答出来ない事項が複数生じ、それらの事項については後日調査の上回答することになった。それら回答の方法は電話または文書に依ることなく、改めて今回同様の口頭意見陳述の場を設けて対面による回答方法を申立人は提案した。その理由は、回答事項が複数存在し、その回答内容によって再質問等の必要性が生じる可能性があり、また、そもそもそれら未回答事項は、本来今回の口頭意見陳述の場で回答すべき性質のものであるからである。

しかし「再口頭意見陳述」の開催自体が行政不服審査法上可能であるか否かの問題もあり、法的な可否について情報公開条例の主管課または行政不服審査法の主管課と協議をしたうえで検討して申立人に連絡することで合意した。ただし、口頭意見陳述の開催の主体は、処分庁ではなく審査庁が行うことと規定しているところから、回答方法の決定及び連絡は審査庁からするよう求めた。しかしながら、4か月を経過しても全く連絡がない。

本審査請求がなされた以降、既に11ヶ月が経過しているという現状である。これは単に事務処理の遅滞というレベルというのではなく意図的な過怠、怠業と言わざるを得ないものである。

遅滞している理由を具体的かつ詳細にその経緯とともに申立人に早急に説明し、請求事務を即急に再開するとともに、これらの事態について申立人に直接何らかの方法で遺憾の意を表明することを強く求める。

【審査の結果等】—申立ての趣旨に沿ったもの—

申立人が審査請求を申し立ててから、1年近くが経過しているが裁決に至っていないのは、道教委が弁明書提出までに4ヶ月を要したこと及び口頭意見陳述実施から再口頭意見陳述の開催に4ヶ月以上を要しているこ

とが主な原因と思われる。

北海道情報公開条例では、「審査請求があった日から3月以内に当該審査請求に対する裁決を行うよう努めなければならない。」と規定しており、この規定は努力義務ではあるものの、適正・迅速な救済手続の観点から3ヶ月という期間を定めていることからすれば、道はこの期間を遵守すべく適切に事務処理を進めなければならない。

本件では、特別な事情がない限り弁明書の提出に4ヶ月を要することはないと思われ、その事務処理は適切ではなかったというべきである。

また、口頭意見陳述実施から再度の口頭意見陳述を実施することの可否の確認及び同手続きの実施についても、確認、検討が必要であったとしても、4ヶ月が経過してもなお定まっていないというのは遅きに失する。

さらに、申立人の進捗状況の2回の問い合わせに対して、道教委は進捗状況の説明等を行っていない。もっぱら道教委の事情により、審査が長期化していることからすれば、進捗状況を伝え、申立人の理解を得るよう努力すべきであり、これを怠ったことは道政への不信を招くもので、適切ではない。

道教委は、近日中に申立人との日程調整後、口頭意見陳述を再開すると述べているが、迅速かつ適切な対応を行うよう求める。

◆変造された公文書の開示について〈教育委員会〉

【申立事項】

令和4年〇月、申立人は北海道教育委員会(以下、「道教委」という。)に対して、〇〇高等学校(以下、「高校」という。)の職員個表を開示請求した。その結果、高校からは職員個表(日ごと)が、教育庁教職員局教職員課からは出退勤管理システムのCSVデータを貼り付けたものが開示された。

次に、令和5年〇月に、全く同じ条件の職員個表を開示請求したところ、内容の異なる職員個表が開示された。

具体的には、最初に開示された職員個表で〇月〇日(土)と〇月〇日(日)はタイムカードを打刻していないのに、2回目に開示された職員個表では、あたかも数字が存在するかのように黒塗りされていた。つまり、2回目に開示された職員個表は、まるで勤務しているかのように意図的に変造された公文書である。

申立人は、変造された公文書に10円の費用を支払い、金銭的な損害を受けたので、返金請求の方法を示していただきたい。

また、これらと一緒に開示された他の職員個表についても真正か変造か疑わしい状況であり、公文書に対する信用を失墜するという心理的な不利益を被った。

再び公文書を開示請求する予定なので、道教委および高校に対して、悪質な変造を繰り返さないよう徹底した指導をお願いしたい。

【審査の結果等】一道の機関の行為に不備がないもの一

申立人が指摘するとおり、1回目の開示請求により開示された職員個表と、2回目に開示された同じ職員個表の記載は異なっている。

道教委によれば、この相違は、1回目と2回目の開示請求の間に、個表作成の基となる「部活動指導整理簿」の記載と個表の記載を確認したところ、個表の記載が正確なものとなっていなかったことが判明し、修正した結果生じたとのことである。

このような経緯で修正が行われたのであれば、いわゆる「変造」に該当せず、高校の対応は不当、不適切等とは言えない。

なお、付言すると、今後は過誤を防ぎ、正しい記録を作成、保管するよう職員に周知徹底していただきたい。

また、やむを得ず修正を行う場合も、その経緯の詳細がわかるよう修正の履歴を記録する等の対応を検討していただきたい。

◆DV等支援措置に係る認定について〈保健福祉部(事実発生時:環境生活部)〉

【申立事項】

申立人の元妻は、DV等の恐れがないのに〇〇総合振興局にDV等支援措置の申立てをした。

その申立て内容について、被告(元妻)は裁判所に対し「同居中および別居後の原告(申立人)の面会交流に関する一連の言動、原告から繰り返される法的手続きを、ありのままに説明ないし相談したまでである。身体的な暴力があったとは説明していない。」と回答した。

裁判所の判断ではDV等は認定されていない。また、原告から繰り返される法的手続きはDVではない、さらには身体的暴力があったとは説明していないと説明している。

これに対し、〇〇総合振興局は支援措置申出書で「配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある方」にチェックを入れている。

すなわち、元妻は「身体的暴力があったとは説明していない」にもかかわらず、〇〇総合振興局は身体的暴力があったと認定したのである。

このことは重大な人権侵害であり、これにより申立人の権利は著しく侵害された。

なぜ〇〇総合振興局はDVがないにもかかわらず申立人をDV加害者として認定したのか、その経緯を説明してもらいたい。また、DVがないにもかかわらずDVを認定したことに対する謝罪と損害賠償を求めたい。

【審査の結果等】—審査をすることができない(裁判所において係争中)—

北海道苦情審査委員に関する条例第12条第1項ただし書きの規定により審査しない。

*北海道苦情審査委員に関する条例第12条第1項第2号該当

(理 由)

申立人は、〇〇総合振興局が元妻よりDV等支援措置の申立てを受け、「配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある方」と認定したことを問題としている。他方で、申立人は元妻がDV等支援措置の申立てに際して虚偽報告を行ったことを理由の1つとして地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起し、審理が継続していることが窺われ、同訴訟では、〇〇総合振興局の認定の過程が審理の対象に含まれていると思われる。

本件申立ては、裁判所において係争中の事案に関する苦情というべきであり、審査を行うことができないものと判断する。

◆宅地造成に係る工事の検査について〈建設部〉

【申立事項】

申立人所有の敷地にある擁壁が倒壊した。

申立人は〇〇市に公文書開示請求を行い、開示された資料の擁壁建設時(40年以上前)の宅地造成法に関する完了検査証には、〇〇支庁(現〇〇総合振興局)の検査内容と擁壁の施工図面があり、そこには擁壁の下端部の厚さが700mm、上端部の厚さが400mmと記載されていたが、実際の現地計測値は擁壁の下端部の厚さが450mm、上端部の厚さが360mmと、いずれも完成検査における誤差の範囲を超えて施工されていると考えている。

〇〇総合振興局に施工図面と現状が異なることを確認したが、「当時のことにおける詳細は分からない。写真にて完了検査を実施する場合もあるが、このようなことがあれば申し訳ない。」と言われた。事実関係を確認するために、擁壁の調査を実施し、完成検査時の計測誤差がなぜ発生したのかの確認を依頼したが、協力してくれない。

事実関係の把握のため、〇〇総合振興局に対して現地調査の実施及び完成検査の不備についての確認を求める。

【審査の結果等】—審査を中止した—

申立人より、苦情申立てが取り下げられたため。

◆北海道公安委員会の業務について

【申立事項】

地元駐在の偽りの発言により、地元住民が不安を抱き生活している事で、公安委員会に手紙とメールで内容を伝えたが、最終回答は「当該警察署の対応に不適切な点は認められない。なお、詳細については、後日、所属幹部から御説明させていただく。」の内容で、所属幹部からの電話は、前述の文章と同じ回答のみで詳細な説明はなかった。

この内容は、到底納得できるものではなく、公安委員会で審議されたとは思えない内容である。公安委員会に確認し、苦情者に詳細のわかる説明を頂きたい。

さらに、北海道警察は北海道より給与が払われているということで、可能であれば、地元駐在の偽り発言にも確認と脱明をお願いする。

【審査の結果等】—制度対象外(道の機関の行為ではない)—

北海道苦情審査委員制度は、道の機関による業務の執行に関し審査を行うと規定されており、「道の機関」に公安委員会は含まれていない。

したがって、公安委員会の所管事項に関する本件苦情は、北海道苦情審査委員に関する条例第4条の規定により、審査しない。

◆有料老人ホームにおける事故について

【申立事項】

申立人の兄がショートステイしていた有料老人ホームにおいて、誤嚥事故があり、それにより入院し、2年半後そのまま死去した。

事故当時やその後の施設運営事業者の対応の無責任さに憤りと怒りを持っている。

このような悪質と思える事業者に事業申請を許可した道に対し、どのような事業者であるかを知ってもらいたい。

【審査の結果等】—制度対象外(道の機関の行為ではない)—

当該誤嚥事故は、民間事業者の施設で起きており、また、その後の対応も当該事業者によるものであり、道の機関の行為ではない。

したがって、北海道苦情審査委員に関する条例第4条の規定により、審査しない。

◆ハローワークにおける職員の対応について

【申立事項】

申立人がハローワークで就職活動の判子を押してもらったとき、職員が日付を間違っして記入し、ボールペンで書き直した。申立人は次回の認定日に不備があると言われまいかと不安に思い、「大丈夫ですか」と聞いたが職員の返事はなかった。

ハローワークを出た後に電話をすると、処理はきちんとされているので大丈夫とのことであったが、記入した職員がその場で「こういう理由で大丈夫です」と言ってくれれば申立人は安心して電話する必要もなかった。

今回の対応は大変不快に感じた。

【審査の結果等】—制度対象外(道の機関の行為ではない)—

ハローワークは国(厚生労働省)が運営する機関で、本件苦情は道の機関の行為ではない。

したがって、北海道苦情審査委員に関する条例第4条の規定により、審査しない。

◆障がい者等用駐車スペースの利用について

【申立事項】

ショッピングセンター地下駐車場の障がい者等用駐車スペースにパトカーが停まっていた。

〇〇警察署からは、その日に接触事故があり、ショッピングセンター従業員が、障がい者等に停める方が来た場合に備えて見ていたとの回答があったが、申立人(車いすユーザー)が写真を撮った時は、パトカーには誰もいなかった。

事故があったとしても、パトカーが障がい者等用駐車スペースを使用することは常識的に考えても許されることではない。

【審査の結果等】－制度対象外(道の機関の行為ではない)－

北海道苦情審査委員制度は、道の機関による業務の執行に関し審査を行うと規定されており、「道の機関」に公安委員会は含まれていない。

したがって、公安委員会の所管事項に関する本件苦情は、北海道苦情審査委員に関する条例第4条の規定により、審査しない。